平成２１年（フ）第４２８号
埼玉県草加市弁天１丁目７番７―106号
債務者　田中　由香
1　決定年月日時　平成21年８月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月22日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２１年（フ）第４４７号
埼玉県草加市谷塚上町590番地１　日高建設株式会社内
債務者　吉見　省吾
1　決定年月日時　平成21年８月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月22日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２１年（フ）第２９０号
岡山県倉敷市安江517番地17
債務者　入江　幸広
1　決定年月日時　平成21年８月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月22日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２１年（フ）第３００号
岡山県倉敷市玉島阿賀崎３丁目８番47号
債務者　小野　久彦
1　決定年月日時　平成21年８月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月22日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２１年（フ）第３０１号
岡山県倉敷市玉島阿賀崎３丁目８番47号
債務者　小野矢須子
1　決定年月日時　平成21年８月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月22日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２１年（フ）第７６号
愛媛県今治市桜井甲1025番地29、旧住所愛媛県今治市横田町３丁目１番16号
債務者　村上　松子
1　決定年月日時　平成21年８月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月22日まで
松山地方裁判所今治支部

平成２１年（フ）第２０９２号
北海道石狩市厚田区望来76番地３
債務者　工藤　恵子
1　決定年月日時　平成21年８月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月23日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２１５７号
札幌市西区西野２条６丁目３番46号　ハイツフェリス202号
債務者　石川　美香
1　決定年月日時　平成21年８月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月23日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２２０６号
札幌市中央区南18条西12丁目４番16―303号
債務者　尾崎　崇史
1　決定年月日時　平成21年８月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月23日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２２８６号
札幌市厚別区厚別西３条１丁目４番17―301号
債務者　岩崎　学次
1　決定年月日時　平成21年８月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月23日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２４２１号
札幌市清田区真栄４条２丁目10番13号
債務者　右近　浩之
1　決定年月日時　平成21年８月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月23日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２４４３号
札幌市白石区菊水８条２丁目１番15号　下田ビル201号
債務者　竹谷　淳一
1　決定年月日時　平成21年８月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月23日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２４５６号
札幌市清田区北野３条５丁目８番25号
債務者　伊藤　雅人
1　決定年月日時　平成21年８月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月23日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２４８５号
札幌市中央区南９条西９丁目１番26―303号
債務者　日向　直文
1　決定年月日時　平成21年８月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月23日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２４９５号
北海道北広島市美沢３丁目13番地２　北広島正栄ビル316号
債務者　酒井　里志
1　決定年月日時　平成21年８月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月23日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２５４３号
札幌市手稲区星置２条３丁目７番25号　ハイツノースシティ201号
債務者　横山まち子
1　決定年月日時　平成21年８月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月23日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２５４４号
札幌市厚別区厚別中央３条３丁目５番33号　ガーレント橋本101号
債務者　林　　正朗
1　決定年月日時　平成21年８月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月23日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２５５１号
札幌市中央区南６条西25丁目２番17―603号
債務者　日比　　潤
1　決定年月日時　平成21年８月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月23日まで
札幌地方裁判所民事第４部